

令和7年7月18日

保護者 各位

東久留米市立久留米中学校
校長 木下 信久

熱中症特別警戒アラート発令に伴う対応について【改定版】

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和6年4月、熱中症警戒アラートの一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新設され、6月13日付お便りにより、本アラート発令に伴う基本的な考え方をお知らせしたところです。

このことについて、本アラートが発令された際には、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となることが想定され、児童・生徒の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあり、登下校中においても同様のことが起こり得ること等を鑑み、本アラート発令に伴う基本的な考え方を改定することとしました。

つきましては、本アラートが発令されたときの学校の対応について、下記のとおり改めますので、内容をご確認の上、お子様の安全を第一にご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 熱中症は未然に防止できることや生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを学校全体及び指導者が十分に認識した上で対応に当たります。
- (2) 都内全ての暑さ指数情報提供地点における暑さ指数が35に達すると予想され、熱中症特別警戒アラートが発令されたとき、各学校は基本方針のとおり対応します。

2 熱中症事故防止に関する基本方針

- (1) 本アラート発令時は、過去に例のない危険な暑さ等となり、健康に係る重大な被害が生じる恐れがあることから、児童生徒の生命を第一に考え、原則として、校内外での教育活動について、中止又は延期（臨時休業）とします。
- (2) 発令時は、学校行事、学校公開及び校内で行う保護者面談など、日程の再調整が難しいものについても、学校までの往復等に危険性があることから、中止または延期とします。
- (3) 臨時休業のため、欠席にはなりません。
- (4) 生徒及び保護者の方への連絡は、本アラートの発令が予告された日（発令前日）に、市公式LINEにより教育委員会から一斉配信されます。市公式LINEへの登録がお済みでないご家庭には、本校から電話により連絡します。
- (5) 本アラート発令日に生徒が登校した場合は、保護者の方に連絡をとり、安全が確保できる状況・方法で下校となります。
- (6) 部活動の公式戦（大会）等、他の主催者の下で開催される事業の参加については、主催者の判断を参考に、校長が判断・決定します。

【お問い合わせ】東久留米市立久留米中学校
副校長 常世田 忠久
電話 471-0030